

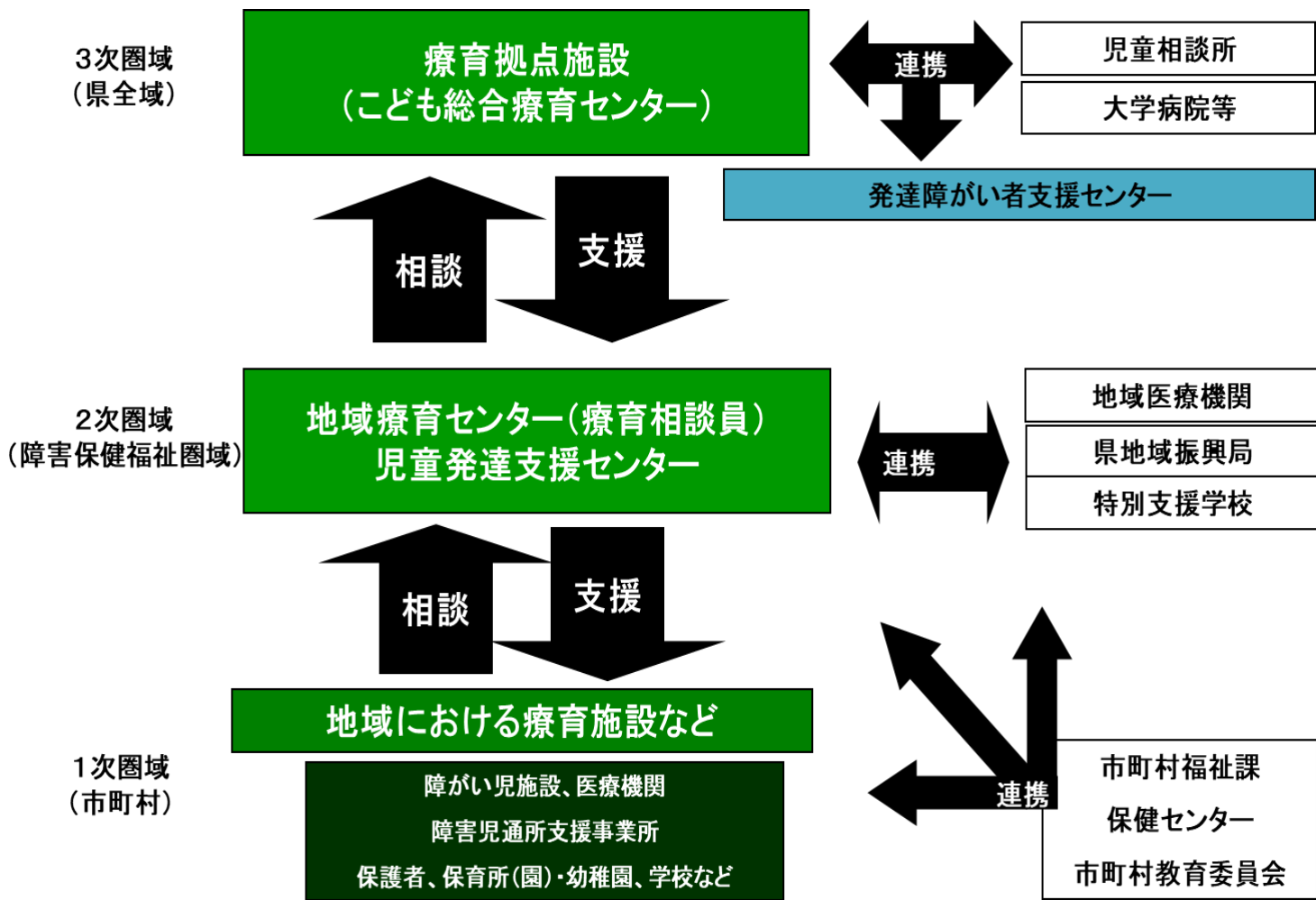
# 今後の熊本県の 地域療育支援体制について

- 1 現状・これまでの経緯
- 2 国の方向性
- 3 今後の地域療育支援体制について

熊本県障がい者支援課

# 1 現状・これまでの経緯

(本県の地域療育支援体制図：～R4まで)



# 1 現状・これまでの経緯

## (1) 地域療育センター設置等の経緯

- 熊本県においては、平成16年度より順次、県内の各圏域に1つずつ、地域の中核的な療育支援を担う「地域療育センター」を整備してきた。
- 平成24年の改正児童福祉法の施行により、新たに「児童発達支援センター」が創設されたため、地域療育センターを運営する法人に対して児童発達支援センターへの移行を要請し、「地域療育センター」と「児童発達支援センター」の両方を担ってもらう形で整備を進めてきた。



### 【当時の地域療育センターに係る課題】

- 予算額の制約（県と市町村で財源構成）
- 地域療育相談員の活動飽和状況（発達障がい児の増加、支給決定を受けた児童・受けていない児童への支援が混在）

# 1 現状・これまでの経緯

## (1) 地域療育センター設置等の経緯

### 【当時の地域療育センターに係る課題】

- ①予算額の制約（県と市町村で財源構成）
- ②地域療育相談員の活動飽和状況（発達障がい児の増加、支給決定を受けた児童・受けていない児童への支援が混在）

### 【対応策】

#### ①国の給付費の活用

・ 県・市町村財源 ⇒ **国**・県・市町村財源 ※市町村は巡回支援事業として

#### ②地域療育センターと児童発達支援センターの2枚看板

・ 対象児の状況による支援の振り分け

・ 受給者証のある児童

・ 受給者証のない児童

↓  
児童発達支援センター

↓  
地域療育センター

# 1 現状・これまでの経緯

## (2) 現状の共有

○国においては、地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化事業（都道府県任意事業）」と「巡回支援専門員整備事業（市町村任意事業）」を再編・統合し、新たに「**地域障害児支援体制強化事業**（県又は市町村事業）（こども家庭庁所管）」が示された。

○本県では、人吉圏域以外の9圏域で「地域障害児支援体制強化事業の児童発達支援センターの機能強化分」を活用し児童発達支援センターへの補助等を実施している（※）。また、人吉圏域は、「障害児等療育支援事業」として、市町村委託事業で実施している。

（※）これまで、地域療育センターを担う法人に児童発達支援センターへの移行をお願いし、併せて財源については、これまでの「障害児等療育支援事業」（実施主体：市町村、補助：県1,917千円、市町村1,917千円）から、「児童発達支援センターの機能強化事業」（実施主体：法人、補助：県3,945千円（国1/2、県1/2））の移行を進めてきた経緯がある。宇城圏域はR5年度から市町村委託事業（国事業を活用）で実施。

○児童発達支援センターについては、今般の児童福祉法改正により役割が見直される（強化される）が、指定基準や報酬等の詳細は年度末に明らかとなる見込み。

## 2 国の方向性

### (1) 国の現状・課題認識

参考：障害児通所支援に関する検討会報告書（R5.3.28）

- 児童発達支援センターは、平成 24 年の改正児童福祉法により創設。
- H24 当時の議論では、児童発達支援センターの役割は、「**児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設**」
- 一方で、**現行の児童福祉法や指定基準・報酬告示**では、幅広い高度な専門性に基づく支援を必要とする子ども達への支援をはじめとする**児童発達支援センターが果たすべき役割・機能が明記されておらず、また、期待される役割・機能の発揮が促される構造（指定基準・報酬告示）**には必ずしもなっていない。
- 国は、児童発達支援センターが、**4 つの中核機能全てを十分に備える**よう後押しし、その機能を十分に発揮できるよう、**人員基準や報酬について検討**する必要がある。

4 つの中核機能全てを十分に備える・・・4 つの機能を満たしていること、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業の指定を有すること、幅広い発達段階に対応可能であること等

4 つの機能・・・①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

## 障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。
- こどもや保護者が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

## 1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

### 児童発達支援センターの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく  
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する  
スーパーバイス・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口  
としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向で検討。

### 福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討。

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

## 2 国の方向性

### (2) 児童発達支援センターの指定基準や障害福祉サービス等報酬改定

- 児童発達支援センター充実の方針は示されているが、現時点では指定基準や報酬についての詳細は不明。

### (3) 地域障害児支援体制強化事業 ※国補助事業

#### ①児童発達支援センター等の機能強化等・・・必須（ア）（イ）、任意（ウ）

##### (ア) 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成

##### (イ) 地域における障害児支援の質の向上

- a 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能  
⇒地域事業所等への（個別）支援
- b 地域のインクルージョン推進  
⇒保育所、放課後児童クラブ等への（個別）支援
- c 障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート  
⇒受給者証のない児への支援、ペアプロ等の家族支援
- d 地域の事業所等への研修等の実施  
⇒地域の支援機関向けの全体的な取り組み

##### (ウ) 選択事業

#### ②巡回支援専門員整備

- a 巡回等の活動計画の作成
- b 巡回等支援
- c 戸別訪問等
- d 関係機関との連携
- e 地域の体制整備への関与
- f 専門性の確保専門性の確保



# 地域障害児支援体制強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内訳（208億円の内訳） 令和5年度補正予算額 15億円

## 1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ① 児童発達支援センターの機能強化等

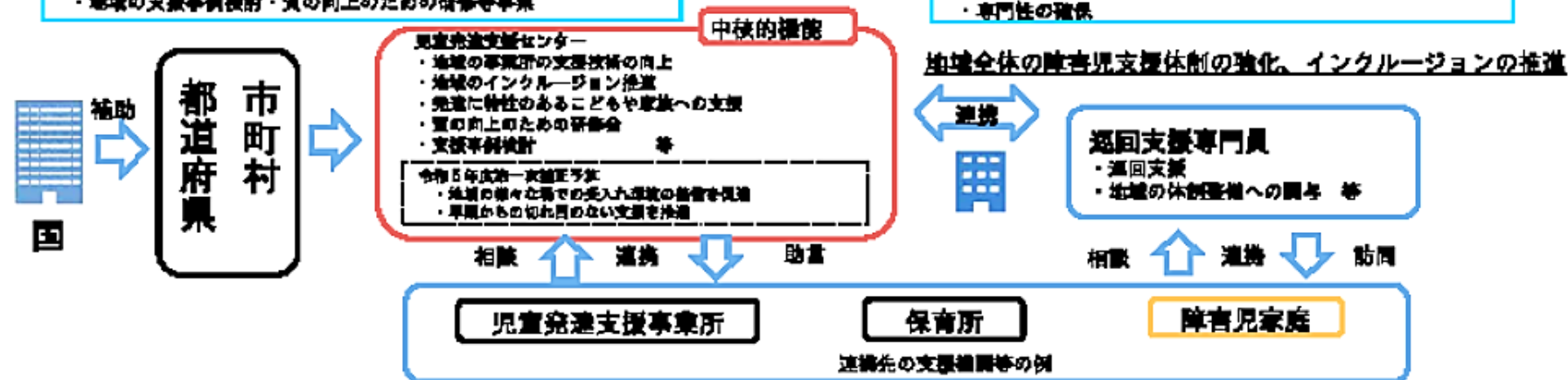
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・発達に特性のある子どもと家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

### ② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害児が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業：国

都道府県事業：国

1/2, 市町村1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

1/2, 都道府県1/2

### 3 国の方向性を踏まえた見直し

#### 【これまでの説明】

○児童発達支援センターと地域療育センターは、二次支援機関として、**児童発達支援**と**地域支援**について、次のとおり役割分担する。

#### < 児童発達支援センター >

##### 【児童発達支援】

・ 圏域の一次支援機関（通所支援事業所、保育所等）のモデルとなる療育の提供

・ 障害児及び保護者への日常生活における適切で基本的な支援の提供（質の確保）

##### 【地域支援】

・ 圏域内の障害児通所支援事業所との支援ネットワーク構築

##### 【支援対象者】

受給者証のある（すでに療育を利用している）児童

#### < 地域療育センター >

##### 【地域支援】

①1次圏域への療育に関する助言・指導（圏域内の支援者支援）

②圏域のネットワーク構築

③地域における療育相談と各種サービスとのコーディネート

##### 【支援対象者】

受給者証のない児童

⇒子育てに不安を感じる保護者や支援の狭間にいるケース等柔軟に対応可能

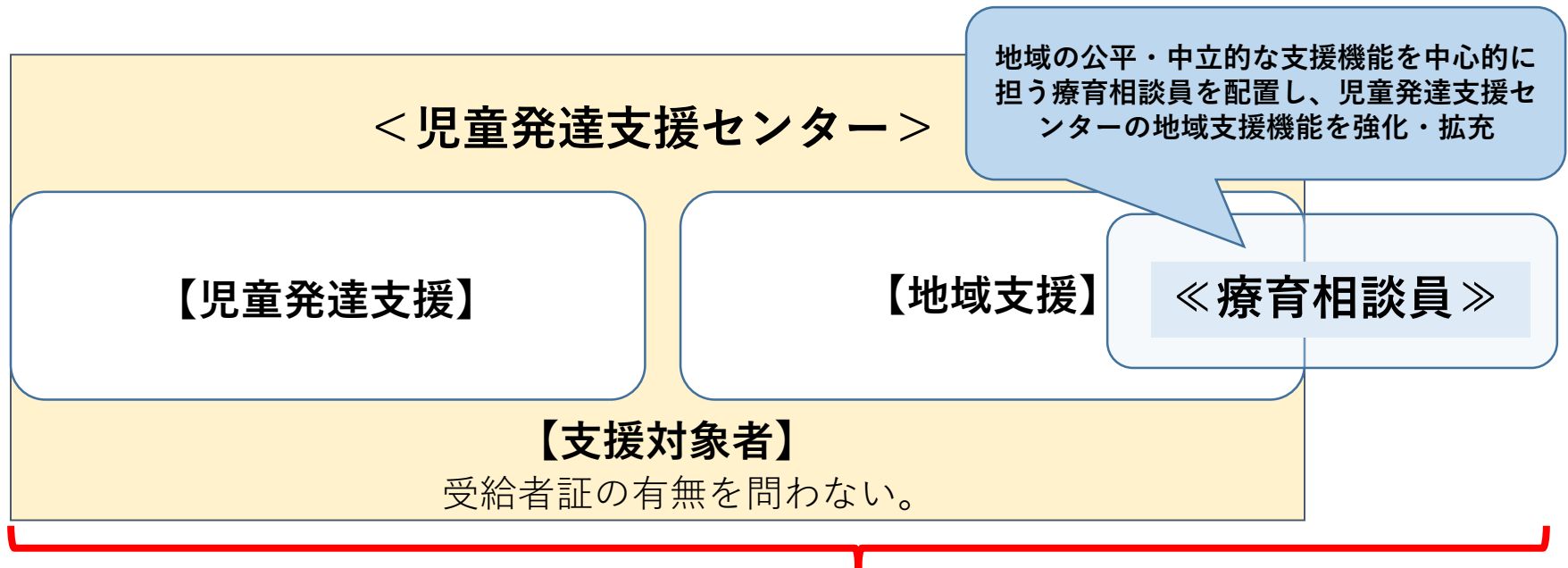
### 3 国の方向性を踏まえた見直し

#### 【今後の考え方】

#### ○児童発達支援センターの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

⇒①は児童発達支援、②③④は地域支援の要素が強く、  
児童発達支援センターには、地域支援の中核となることが期待されている



<県が補助する児童発達支援センター等>

### 3 国の方向性を踏まえた見直し

国スキーム

支援事項

発達障がい児  
その他障がい児

受給者証のない  
障がい児

地域の支援  
体制整備

保育園等への  
相談支援

※国・県の補助割合については、  
あくまで予算の範囲内で交付。

～R4まで

児童発達  
支援センター

児発センター  
機能強化事業  
【県】  
国 1/2 県 1/2



巡回相談支援  
【市町村】  
国 1/2 県 1/4  
市町村 1/4

R5以降～

児童発達  
支援センター

地域障害児支援  
体制強化事業

①児発センター機能強化等  
・【県】国 1/2 県 1/2  
又は  
・【市町村】国 1/2 県 1/2  
or  
国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

②巡回相談支援  
【市町村】  
国 1/2 県 1/4  
市町村 1/4

### 3 国の方向性を踏まえた見直し

#### 【今後の考え方】

#### ①国の給付費の活用 ・国・県・市町村財源

※地域障害児支援体制強化事業のうち、県は「児童発達支援センター等の機能強化等」（市町村事業としての実施も可）、市町村は「巡回支援専門員整備」

#### ②児童発達支援センターを中核とする地域支援 (地域の公平・中立的な支援機能を中心的に担う療育相談員を配置)

児童発達支援センターには「地域支援の中核機能」が求められており、療育相談員だけが地域支援の担い手ではない。

#### ③支援対象者

・受給者証のある児童・受給者証のない児童



児童発達支援センター

児童発達支援センターには「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」が求められている

### 3 国の方向性を踏まえた見直し

- 本県では、各圏域に児童発達支援センターが設置（宇城圏域はR6年度から設置予定）されている。
- 各圏域の児童発達支援センターに対し、「地域障害児支援体制強化事業のうち児童発達支援センターへの機能強化等」を委託等（※）することにより、引き続き療育支援体制の充実を図る。

（※）「児童発達支援センター機能強化事業」は法人補助事業だったが、「地域障害児支援体制強化事業」は委託事業とされている。委託事業の場合、実施主体は委託元（行政）となり、母体法人が実施主体となる補助事業と違い、公的な立場で支援に当たることが明示される。R5年度・R6年度は、補助事業として実施する。

⇒将来的に本県では、圏域に複数の児童発達支援センターが設置されている場合は、地域療育ネットワーク会議において了承された1センターに委託することを想定。

⇒県の3層構造の地域療育支援体制は維持。

引き続き、こども総合療育センター が2次、1次支援機関へ必要な支援を行う。

### 3 国の方向性を踏まえた見直し

#### < 児童発達支援センターの中核機能 >

①幅広い高度な専門性に基づく  
発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所  
に対するスーパーバイズ・コンサル  
テーション機能

③地域のインクルージョン  
推進の中核機能

④地域の発達支援に関する  
入口としての相談機能

児童発達支援  
センター等

#### < 地域障害児支援体制強化事業 >

●**行政と連携**し、圏域のネットワー  
ク構築や、**地域課題の共有・解決**に  
向けた調整を行う機能

療育相談員

巡回支援専門員

県が補助する  
児童発達支援  
センター等  
・療育相談員  
を配置

《療育相談員》

- ①地域の公平・中  
立的な支援機能を  
中心的に担う。
- ②地域障害児支援  
体制強化事業に係  
る業務を行う。
- ③巡回支援専門員  
と兼務可

地域療育センター配置当初（平成16年～）

## 地域療育センターの具体的役割

**【求められる7つの機能を圏域全体で準備する中核】**

- ①当事者交流の場を活用した「個別相談・指導支援」
- ②個別・グループ療育などを行う「療育支援」
- ③地域関係者への「巡回支援」
- ④保護者会・家族教室・育児サークル等「当事者交流の場」
- ⑤療育サービスの提供にあたり関係者の「調整支援」
- ⑥保護者会・ボランティア等との「地域交流支援」
- ⑦こども総合療育センター等の専門（施設）から地域への「移行支援」

**【求められる7つの機能を圏域全体で準備する中核】 ≡**

**【4つの中核的機能全てを十分に備える児童発達支援センター】**



※ 参考：地域療育センターの名称の継続について  
児童発達支援センター等の機能が縮小して見えるため、不可と判断

< 児童発達支援センターの中核機能 >

①幅広い高度な専門性に基づく  
発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所  
に対するスーパーバイズ・コンサル  
テーション機能

③地域のインクルージョン  
推進の中核機能

④地域の発達支援に関する  
入口としての相談機能

児童発達支援センター等

地域療育  
センター

< 地域障害児支援体制強化事業 >

療育相談員

巡回支援専門員